

○盛岡市受水槽を経由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収に関する規程

平成 29 年 1 月 30 日上下水道局管理規程第 1 号

盛岡市受水槽を経由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、受水槽を経由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親メーター 市が給水装置に設置した、集合住宅への給水量の総量を計量するための公設の水道メーターをいう。
- (2) 子メーター 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が受水槽と集合住宅の各戸との間に設置した、当該各戸への給水量を計量するための私設の水道メーターをいう。
- (3) 給水設備 配水管から分岐して設けられた給水管に直結する受水槽から分岐する給水管、止水栓、子メーター、給水栓等により構成された設備をいう。
- (4) 専用住居 独立して継続的に生活を営むことができるよう壁等で区画され、浴室（シャワー室を含む。）、便所及び台所を備えた住居をいう。
- (5) 集合住宅 居住の用に供する 2 戸以上の専用住居により構成される施設をいう。
- (6) 共用施設 浴室、便所、台所、食堂、洗濯室、散水栓等の入居者が共同で給水設備を使用することができる共用部分をいう。
- (7) 受水槽式（一括請求）集合住宅 親メーターにより給水量を計量する集合住宅として盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定したものをいう。
- (8) 受水槽式（各戸請求）集合住宅 各戸ごとに給水設備を有し、かつ、各戸ごとの子メーターによる給水量の計量（以下「各戸計量」という。）及び各戸ごとの水道料金等の徴収（以下「各戸徴収」という。）を行う集合住宅として管理者が認定したものをいう。
- (9) 検満期限 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 72 条第 2 項の規定により同条第 1 項の検定証印に表示された有効期間の満了の年月をいう。

(受水槽式（一括請求）集合住宅の水道料金等の算定等)

第 3 条 受水槽式（一括請求）集合住宅に係る水道料金については、次の各号に掲げる水道料金の区分に応じ、当該各号に定める額を所有者から徴収する。

- (1) 基本料金 当該受水槽式（一括請求）集合住宅の親メーターの口径にかかわらず、当該受水槽式（一括請求）集合住宅の入居者のいる戸数に、使用の実態を勘案して管理者が認定した口径に応じて盛岡市水道事業給水条例（昭和 35 年条例第 14 号。以下「給水条例」という。）第 28

条第1号の表により算定した基本料金の額を乗じて得た額。この場合において、管理者が認定する水道メーターの最小の口径は、20ミリメートルとする。

- (2) 従量料金 当該受水槽式（一括請求）集合住宅の親メーターにより計量した給水量を、当該受水槽式（一括請求）集合住宅の入居者のいる各戸が均等に使用したものとみなして当該各戸ごとに給水条例第28条第2号の表により算定した額の合計額
(受水槽式（各戸請求）集合住宅の水道料金等の算定等)

第4条 受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターに係る水道料金等については、次の各号に掲げる水道料金等の区分に応じ、当該各号に定める額を各戸徴収により徴収する。

- (1) 水道料金 当該子メーターの口径及び各戸計量による給水量に応じて給水条例第28条の規定により算定した基本料金及び従量料金の額
(2) 下水道使用料 各戸計量による給水量により盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号。以下「下水道条例」という。）第16条第1号の規定によって認定した汚水の排出量に応じて下水道条例第14条の規定により算定した基本使用料及び従量使用料の額

2 受水槽式（各戸請求）集合住宅の親メーターに係る水道料金等については、次の各号に掲げる水道料金等の区分に応じ、当該各号に定める額を所有者から徴収する。

- (1) 水道料金の基本料金 当該受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターの口径（各戸（共用施設を除く。）ごとに子メーターの口径が異なる場合にあっては、そのうち最も小さい口径）に応じて給水条例第28条第1号の表により算定した額
(2) 下水道使用料の基本使用料 下水道条例第14条の規定により算定した額
(3) 水道料金の従量料金及び下水道使用料の従量使用料 当該親メーターにより計量した給水量から当該受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターにより計量した給水量の総量を差し引いた給水量に応じて給水条例第28条第2号の表により算定した額及び当該差し引いた給水量により下水道条例第16条第1号の規定によって認定した汚水の排出量に応じて下水道条例第14条の規定により算定した額。ただし、当該子メーターにより計量した給水量の総量よりも当該親メーターにより計量した給水量が少ない場合は、零とする。

(認定の要件)

第5条 第2条第7号又は第8号の認定の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受水槽式（一括請求）集合住宅の認定に係る要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
ア 集合住宅に共用施設が設置されていないこと。
イ 集合住宅に専用住居の用に供する部分と事務所、店舗等の専用住居の用に供する部分以外の部分（以下「非居住部分」という。）とがある場合は、専用住居の用に供する部分に係る給水量を計量する公設の水道メーターとは別に、非居住部分に係る給水量を計量する公設の

水道メーターが設置されていること。

ウ イの要件に該当しない集合住宅については、平成29年3月31日までに当該集合住宅に係る給水条例第8条第2項の給水装置工事の設計審査を受けて管理者の承認を受けており、かつ、当該集合住宅の床面積のうち専用住居の用に供する部分の床面積の占める割合が3分の2以上であること。

(2) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の認定に係る要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 集合住宅の専用住居の各戸に子メーターが設置されていること。

イ 集合住宅に専用住居の用に供する部分と非居住部分とがある場合は、非居住部分に係る給水量を計量する子メーターが設置されていること。

ウ 集合住宅に共用施設が設置されている場合は、当該共用施設に係る給水量を計量する子メーターが設置されていること。

エ 集合住宅の子メーターの最小の口径が20ミリメートル（共用施設の子メーターにあつては、使用の実態に応じた適正な口径）であること。

オ 集合住宅の各戸の子メーターによる給水量の計量を1箇所で行うことができる装置（以下「集中検針盤」という。）が設置されていること。

カ 原則として集中検針盤が集合住宅の1階に設置され、かつ、当該集中検針盤が設置された階に郵便受箱が設置されていること。

キ ウ又はエの要件に該当しない集合住宅については、平成29年3月31日までに当該集合住宅に係る給水条例第8条第2項の給水装置工事の設計審査を受けて管理者の承認を受けていること。

（認定の申請）

第6条 第2条第7号又は第8号の認定を受けようとする集合住宅の所有者（区分所有に係る集合住宅にあつては、その代表者。以下同じ。）、当該所有者の代理人又は管理人（以下「所有者等」という。）は、受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅認定（変更）申請書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(1) 第2条第7号の認定を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅入居者名簿

イ 給水設備の図面

ウ 盛岡市水道事業給水条例施行規程（昭和60年水道部管理規程第5号。以下「施行規程」という。）第12条の給水装置所有者代理人選定届（代理人を定めた場合に限る。）

エ 施行規程第13条の管理人選定（変更）届

オ その他管理者が必要と認める書類

(2) 第2条第8号の認定を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅入居者名簿

イ 給水設備の図面

ウ 入居者が各戸計量及び各戸徴収の取扱いを受けることについての同意書（初めて認定を受けようとする場合に限る。）

エ 施行規程第12条の給水装置所有者代理人選定届（代理人を定めた場合に限る。）

オ 施行規程第13条の管理人選定（変更）届

カ その他管理者が必要と認める書類

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、当該申請に係る集合住宅の調査を行い、第2条第7号又は第8号の認定をすることが適当と認めるときは当該認定をするとともに受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅認定通知書により、当該認定をすることが不適当と認めるときは受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅不認定通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 管理者は、第2条第8号の認定をしたときは、受水槽式（各戸請求）集合住宅の所有者との間で受水槽式（各戸請求）集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収の取扱いに関する契約書により契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約の期間は、当該集合住宅の親メーターの検満期限の末日までとする。

- 3 第1項の契約は、更新することができる。この場合においては、契約の期間の満了の日の2月前までに、前条の規定により管理者に第2条第8号の認定の申請をし、当該認定を受けなければならない。

（契約の条件）

第8条 前条第1項の契約の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 所有者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸において水道を使用する者（以下「各戸使用者」という。）に対し、前条第1項の契約の内容を十分に説明し、又は周知すること。
- (2) 所有者等は、受水槽と受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸との間の水質の保全及び維持管理を、給水条例第41条の規定により行うこと。
- (3) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターは、検満期限内のものであること。
- (4) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターは、当該受水槽式（各戸請求）集合住宅の共用部分に面した施錠されていないパイプシャフト内等の安全かつ容易に給水量の計量、開栓及び閉栓の作業並びに調査等を行うことができる場所に設置し、専用住居内には設置しないこと。
- (5) 所有者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターが故障し、若しくは破損したとき又は子メーターに異常があったときは、直ちに当該子メーターの交換その他必要な措置を講じること。
- (6) 所有者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターの検満期限内に当該子メーターを交換すること。

- (7) 所有者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の親メーター及び子メーターによる給水量の計量は管理者が行い、集中検針盤を設置した階の郵便受箱に投入する告知票により各戸使用者に当該子メーターにより計量した各戸使用者ごとの給水量を告知することに同意すること。
- (8) 所有者等は、第4条に定める水道料金等の算定方法に同意すること。
- (9) 所有者等は、各戸使用者の水道料金等の未納が発生しないよう措置を講じること。
- (10) 所有者等は、各戸使用者が水道の使用を開始し、又は中止するときは、管理者への申込み又は届出を確実にを行うよう周知すること。
- (11) 水道料金等の支払は原則として口座振替の方法によることとし、所有者等は、各戸使用者に対して口座振替の手続を行うよう促すこと。
- (12) 所有者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の入口が自動的に施錠される型式である場合は、管理者又は管理者が指定する者に対し、暗証番号の教示、開錠鍵の貸与等の解錠方法をオートロック解錠方法（変更）届により届け出ること。
- (13) 所有者等は、給水設備の破損等により漏水が発生したときは、直ちにその修理を行うとともに、当該漏水により生じた費用を負担すること。
- (14) 所有者等は、各戸使用者から各戸計量又は各戸徴収についての苦情等があるときは、その解決に努めること。

2 前項に掲げるもののほか、管理者は、特に必要があると認めたときは、別に条件を付することがある。

（契約者の変更）

第9条 第7条第1項の規定により契約を締結した所有者に変更があり、かつ、当該変更の後も継続して第2条第8号の認定を受けようとする場合は、当該変更前の所有者及び当該変更後の所有者は、協力して、当該変更があった日から30日以内に第11条第2項第1号に係る届出及び第6条第1項第2号の申請を行わなければならない。

2 管理者は、前項に規定する手続がされないまま第2条第8号の認定が継続している場合においては、給水装置の所有権の移転に伴い、当該認定に係る権利義務が当該所有権の承継人に承継されたものとみなして同号の認定を継続することができる。

3 第1項に規定する手続が行われていないことについて管理者から指導を受けた場合には、変更前の所有者及び変更後の所有者は、速やかに同項に規定する手続を行わなければならない。

（給水契約の申込み）

第10条 受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸において水道を使用しようとする者は、施行規程第11条の給水開始申込書により、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（変更等の届出）

第11条 所有者等又は各戸使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類により、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 受水槽式（一括請求）集合住宅又は受水槽式（各戸請求）集合住宅の使用を廃止するとき
受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅廃止届

(2) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸の水道の使用を中止するとき 施行規程第18条第1項
第1号の水道使用中止届

(3) 第8条第1項第12号の解錠方法に変更があったとき オートロック解錠方法（変更）届

2 所有者等又は各戸使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類により、速やかに管理者に届出又は申込みをしなければならない。

(1) 所有者に変更があったとき 施行規程第18条第2項第2号の給水装置所有者変更届

(2) 代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき 施行規程第12条の給水装置所有者代理人選定届

(3) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき 施行規程第13条の管理人選定（変更）届

(4) 受水槽式（一括請求）集合住宅の入居者のいる戸数に変更が生じたとき 受水槽式（一括請求）集合住宅入居戸数変更届

(5) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸使用者の氏名又は住所に変更があったとき 施行規程第11条の給水開始申込書

（認定の取消し又は契約の解除）

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第7号の認定の取消しをすることができる。

(1) 受水槽式（一括請求）集合住宅が第2条第7号の認定の要件に適合しなくなったとき。

(2) 受水槽式（一括請求）集合住宅の使用が廃止されたとき。

(3) 所有者等がこの規程の規定に違反し、かつ、管理者による指導を受けても当該違反が是正されないとき又は当該指導に従わないとき。

(4) 所有者等又は入居者が正当な理由がなく、親メーターによる給水量の計量、親メーターの点検又は装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第8号の認定の取消し又は第7条第1項の契約の解除をすることができる。

(1) 受水槽式（各戸請求）集合住宅が第2条第8号の認定の要件に適合しなくなったとき。

(2) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の使用が廃止されたとき。

(3) 所有者等がこの規程の規定又は第7条第1項の契約に違反し、かつ、管理者による指導を受けても当該違反が是正されないとき又は当該指導に従わないとき。

(4) 所有者等又は各戸使用者が正当な理由がなく、水道メーター及び集中検針盤による給水量の計量、水道メーター及び集中検針盤の点検又は装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

3 管理者は、前2項の規定により第2条第7号若しくは第8号の認定の取消し又は第7条第1項

の契約の解除をしたときは、受水槽式（一括・各戸請求）集合住宅認定取消通知書又は受水槽式（各戸請求）集合住宅契約解除通知書により所有者等に通知するものとする。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、受水槽を経由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に第1種集合住宅の認定を受けている集合住宅及び第2種集合住宅の認定を受けて当該認定に係る契約の対象となっている集合住宅については、それぞれ第6条第2項の規定により第2条第7号の認定を受け、又は第6条第2項の規定により第2条第8号の認定を受けて管理者と当該集合住宅の所有者との間で第7条第1項の契約を締結しているものとみなす。

3 第3条の規定にかかわらず、前項の規定により第2条第7号の認定を受けたものとみなされる集合住宅の所有者等は、当該集合住宅に係る水道料金の基本料金を、入居者のいる戸数に、水道メーターの口径が13ミリメートルであるものとして算定した基本料金を乗じて得た額とする旨の申請をすることができる。この場合において、当該所有者等は、管理者が定める期限までに、集合住宅特例制度改正に伴う13ミリメートル口径認定申請書に当該集合住宅の全体図及び給水設備の図面を添えて管理者に提出しなければならない。

4 前項に規定する算定方法の適用の要件は、次に掲げるいずれにも該当することとする。

（1）原則として、集合住宅の各戸の給水用具の数が4個以内であること。

（2）流入する口径が13ミリメートルを超える給水用具がないこと。

5 管理者は、附則第3項の申請があったときは、その内容を審査し、同項に規定する算定方法を適用することが適当と認めるときは受水槽式（一括請求）集合住宅13ミリメートル口径適用通知書により、不適当と認めるときは受水槽式（一括請求）集合住宅13ミリメートル口径不適用通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

6 附則第3項の申請は、この規程の施行の前日においても行うことができる。

7 附則第2項の規定により第2条第8号の認定を受けて管理者と集合住宅の所有者との間で第7条第1項の契約を締結したものとみなされる集合住宅に係る同条第3項の規定による契約の更新については、第5条の規定にかかわらず、当分の間、当該集合住宅が受けるべき同号の認定の要件を次の各号に掲げるものとすることができる。

（1）給水条例第18条又は第19条及び施行規程第12条又は第13条の規定により、所有者の代理人又は管理人を選定すること。

（2）当該集合住宅の各戸に専用給水装置が設置されていること。

(3) 集中検針盤を設置した階に郵便受箱が設置されていること。